

# 重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

違反対象物公表制度運用開始 令和2(2020)年4月1日

## 違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう消防署が把握した「重大な消防法令違反」のある建物を栃木市消防本部のホームページにより公表する制度です。

## ◎公表の対象となる建物は

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。

## ◎公表の対象となる違反は

消防法令により建物に義務付けられている、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

## ◎公表の時期は

消防機関が立入検査において違反を確認し、建物の関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が継続している場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

## ◎公表の方法は

栃木市消防本部のホームページへ掲載します。

## ◎公表する内容は

①防火対象物(建物)の名称 ②防火対象物(建物)の所在地 ③公表の対象となる違反の内容

## 建物関係者の皆様へ



みなさまの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防本部予防課にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などが新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- 棚や荷物などで窓等の開口部を塞いだり、窓にフィルム等を貼付する場合

## 問合せ先

消防本部 予防課 0282-22-0072

- |               |              |               |              |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| ■ 栃木市消防署 消防課  | 0282-22-0119 | ■ 栃木市消防署 都賀分署 | 0282-92-7084 |
| ■ 栃木市消防署 藤岡分署 | 0282-62-3337 | ■ 栃木市消防署 西方分署 | 0282-92-2203 |
| ■ 栃木市消防署 大平分署 | 0282-43-3500 | ■ 栃木市消防署 岩舟分署 | 0282-54-4119 |

# 栃木市消防本部